

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当会社の株式に関する取扱いについては、定款第 1 2 条の規定に基づきこの規則によるほか、法令ならびに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が、その振替業に関し定めた規則および振替業の業務処理の方法および口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主の権利の行使方法等

(少数株主権等の行使方法)

第 3 条 少数株主権等の行使は、第 4 章および第 5 章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により、当会社に対して書面をもって行わなければならない。
この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受け付けた口座管理機関の発行する受付票および本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第 4 条 この規則による請求、通知または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。
2 この規則による請求、通知または届出を行うに際し、保佐人または補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

(証明書類または保証人)

第 5 条 この規則による請求、通知または届出その他当会社において必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

第 3 章 届出事項

(常任代理人または仮住所)

第 6 条 株主が、常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。
2 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
3 第 1 項による常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(請求の方式)

- 第7条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。
- 2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

(1株当たりの買取価格)

- 第8条 前条による買取請求の効力発生日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「東京市場」という。）における最終価格をもって、1株当たりの買取価格とする。
- 2 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときまたは、その日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

(買取代金の支払)

- 第9条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求にかかる株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。
- 2 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
 - 3 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し、または代理受領者を定めることができる。
 - 4 買取代金から第12条に定める手数料を控除し、その残額を支払うものとする。

(買取株式の移転)

- 第10条 買取請求にかかる単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当社の口座への振替をする。
- 2 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求にかかる単元未満株式については、送金手続完了日をもって当社の口座への振替をする。

第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

(請求の方式)

- 第11条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第13条に定める買増代金を支払う。
- 2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。ただし、第15条に定める場合はこの限りでない。

(請求可能な期間)

- 第12条 前条による単元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の11営業日前の日から当該基準日までの間は停止する。
- 2 前項のほか、当社が必要と認められるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

(1株当たりの買増価格および買増代金)

- 第13条 第11条による買増請求の効力発生日（以下「買増請求日」という。）の東京市場における最終価格をもって、1株当たりの買増価格とする。
- 2 買増請求日に、東京市場において売買取引がないとき、またはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
 - 3 第1項の1株当たりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額を

買増代金という。

(買増株式の移転)

第14条 買増請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

(買増請求の制限)

第15条 買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第16条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第17条 第7条の単元未満株式買取請求および第11条の単元未満株式買増請求に係る手数料は、無料とする。

第8章 制定・改廃

(制定・改廃)

第18条 この規則の制定・改廃は取締役会の決議による。

付 則

この規則は、昭和56年5月12日から実施する。

付 則

この規則は、平成2年12月25日に一部改定する。

付 則

この規則は、平成3年11月30日に一部改定する。

付 則

この規則は、平成11年9月14日に一部改定する。

付 則

この規則は、平成13年3月1日に一部改定する。

付 則

この規則は、平成13年10月1日に一部改定する。

付 則

この規則は、平成15年4月29日に一部改定する。

付 則

この規則は、平成18年 5月18日に一部改定する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年11月 5日に改定する。
- 2 この規則は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日から効力を有するものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成24年 2月28日に改定する。
- 2 この規則は、平成24年 4月 1日から効力を有するものとする。

付 則

- 1 第8条（1株当たりの買取価格）の変更は平成25年7月16日をもって効力を生ずるものとする。

付 則

この規則は、2022年 6月 2日に一部改定する。